

国際教養大学の項目別評定結果

評 価 項 目	H26	H27
I 教育研究に関する目標を達成するための措置	A	A
1 教育の質の向上及び充実	A	A
(1) 卓越した外国語運用能力の養成	B	B
(2) 「国際教養」教育の推進	A	A
(2)－1 グローバルな教養	A	A
(2)－2 基盤教養教育	A	A
(2)－3 専門教養教育	A	A
(2)－4 教職課程	A	A
(3) 留学生に対する教育の充実	A	A
(4) グローバル・コミュニケーション実践に係る専門職大学院教育	A	A
2 学生の確保	B	B
(1) 県内外からの学生の受け入れ	B	B
(2) 留学生の受け入れ	A	A
(3) 社会人等学生の受け入れ	A	A
(4) 大学院学生の受け入れ	B	B
3 学生支援	A	A
(1) 学習の支援	A	A
(2) 学生生活の支援	A	A
(3) 進路指導及びキャリア支援	A	A
4 研究の質の向上及び充実	S	A
(1) 「国際教養」教育に資する研究の推進	S	A
(2) 研究成果の集積と公表	A	A
(3) 学術交流の促進	S	A
II 社会貢献に関する目標を達成するための措置	A	A
1 教育機関との連携	A	A
(1) 地域の学校等との連携	A	A
(2) 県内高等教育機関との連携	A	A
2 国際化推進の拠点	A	A
(1) 卒業生及び留学生ネットワークの形成	A	A
(2) 東アジア交流等の促進	A	A
3 地域社会との連携	A	A
(1) 多様な学習機会の提供	A	A
(2) 地域活性化への支援	A	A
(3) 大学資源の活用と開放	A	A

評 価 項 目	H26	H27
III 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置	A	A
1 業務運営の改善及び効率化	A	A
(1) 組織運営の体制	A	A
(2) 大学運営の高度化	A	A
(3) 人事の最適化	A	A
2 財務内容の改善	S	A
(1) 財政基盤の強化	S	A
(2) 経費の節減	A	A
3 自己点検評価等の実施及び情報公開	A	A
(1) 自己点検評価等	A	A
(2) 情報公開	A	A
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A
(1) 安全管理体制の整備	A	A
(2) 教育研究環境の整備	A	A
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A	A
V 短期借入金の限度額	—	—
VI 重要な財産の譲渡等に関する計画	—	—
VII 剰余金の使途	A	A
VIII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項	A	A
(1) 施設及び設備に関する計画	A	A
(2) 人事に関する計画	A	A
(3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	A	A
(4) その他法人の業務運営に関し必要な事項	—	—

<評価基準>

- S：特に優れた実績を上げている。（評価委員会が特に認める場合）
- A：年度計画どおり実施している。（達成度が100%以上と認められるもの）
- B：概ね年度計画を実施している。（達成度が80%以上100%未満と認められるもの）
- C：年度計画を十分には達成できていない。（達成度が80%未満と認められるもの）
- D：業務の大幅な改善が必要と認められるもの。（評価委員会が特に認める場合）